

教育と福祉が連携した支援の取組について

平成29年12月14日

三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター

I 子育てに関する窓口の一本化

組織機構の見直しにより、

平成20年4月から教育委員会に『子育て支援課』を設置



【見直し前】

市民

窓口が分散されていて
分かりにくい

◇社会福祉課

- ・各種手当
- ・虐待対応
- ・保育所、児童クラブ

◇健康推進課

- ・母子保健、子ども予防接種

◇保険年金課

- ・妊婦、子ども医療

◇生涯学習課

- ・家庭教育
- ・青少年育成事業

◇学校教育課

- ・義務教育
- ・幼児教育

福祉保健部

教育委員会



厚生労働省



文部科学省

三条市の
組織変更

【見直し後】

市民

担当がひとつになり、市民が分かりやすい
ワンストップ窓口を実現

日常的に
連携

◆子育て支援課

- ・各種手当
- ・虐待対応
- ・保育所、児童クラブ
- ・子ども予防接種
- ・母子保健
- ・妊婦、子ども医療
- ・青少年育成事業
- ・家庭教育
- ・幼児教育

◆学校教育課

- ・義務教育
- ※平成25年度から
小中一貫教育推進課

教育委員会

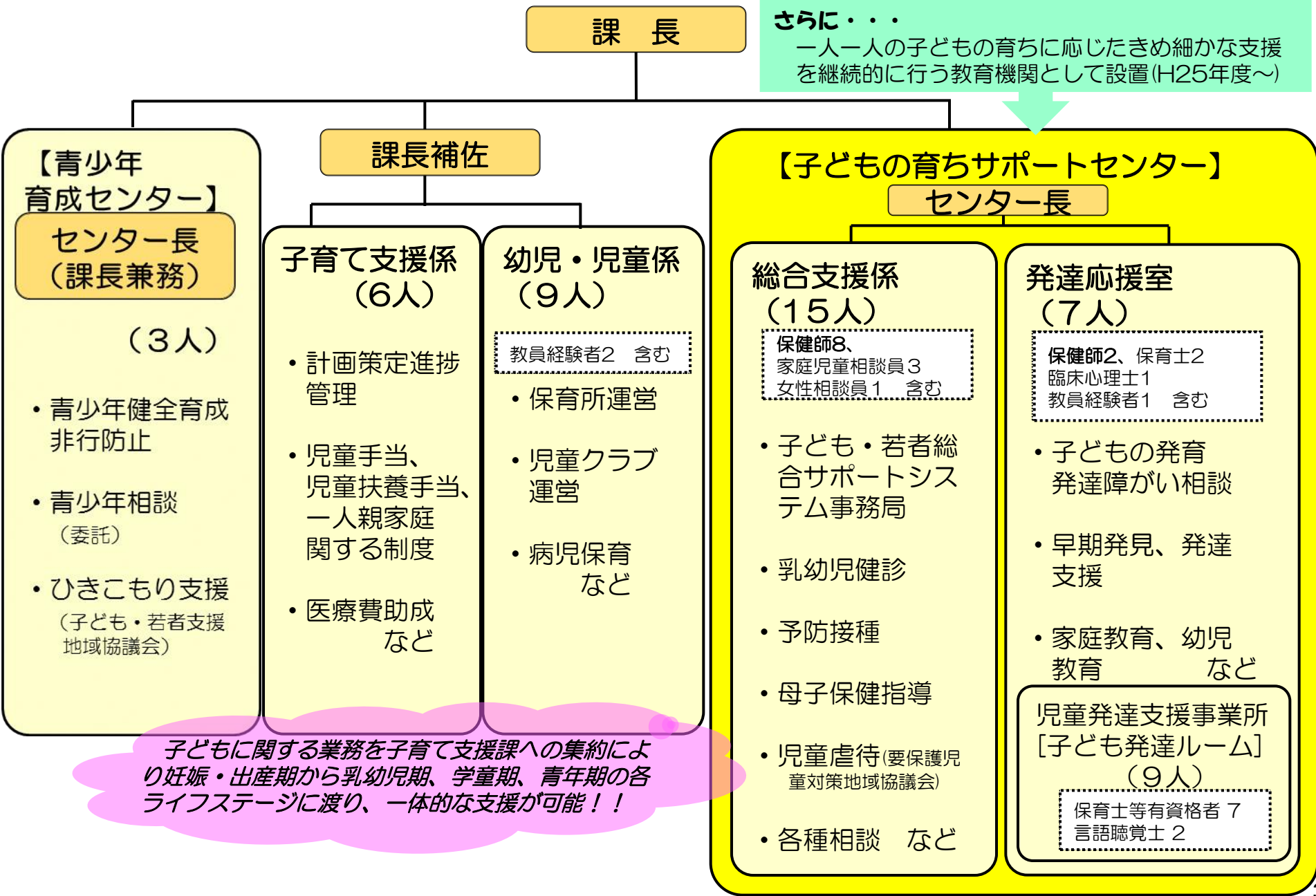


厚生労働省



文部科学省

子育て支援課の組織体制～H29年度現在～



さらに・・・
一人一人の子どもへの育ちに応じたきめ細かな支援を継続的に行う教育機関として設置(H25年度～)

【青少年育成センター】
センター長 (課長兼務)
(3人)

- 青少年健全育成 非行防止
- 青少年相談 (委託)
- ひきこもり支援 (子ども・若者支援 地域協議会)

子育て支援係 (6人)

- 計画策定進捗管理
- 児童手当、児童扶養手当、一人親家庭に関する制度
- 医療費助成 など

幼児・児童係 (9人)
教員経験者2 含む

- 保育所運営
- 児童クラブ運営
- 病児保育 など

【子どもの育ちサポートセンター】
センター長

総合支援係 (15人)
保健師8、家庭児童相談員3、女性相談員1 含む

- 子ども・若者総合サポートシステム事務局
- 乳幼児健診
- 予防接種
- 母子保健指導
- 児童虐待(要保護児童対策地域協議会)
- 各種相談 など

発達応援室 (7人)
保健師2、保育士2、臨床心理士1、教員経験者1 含む

- 子どもの発達 発達障がい相談
- 早期発見、発達支援
- 家庭教育、幼児教育 など

児童発達支援事業所 [子ども発達ルーム] (9人)
保育士等有資格者 7、言語聴覚士 2

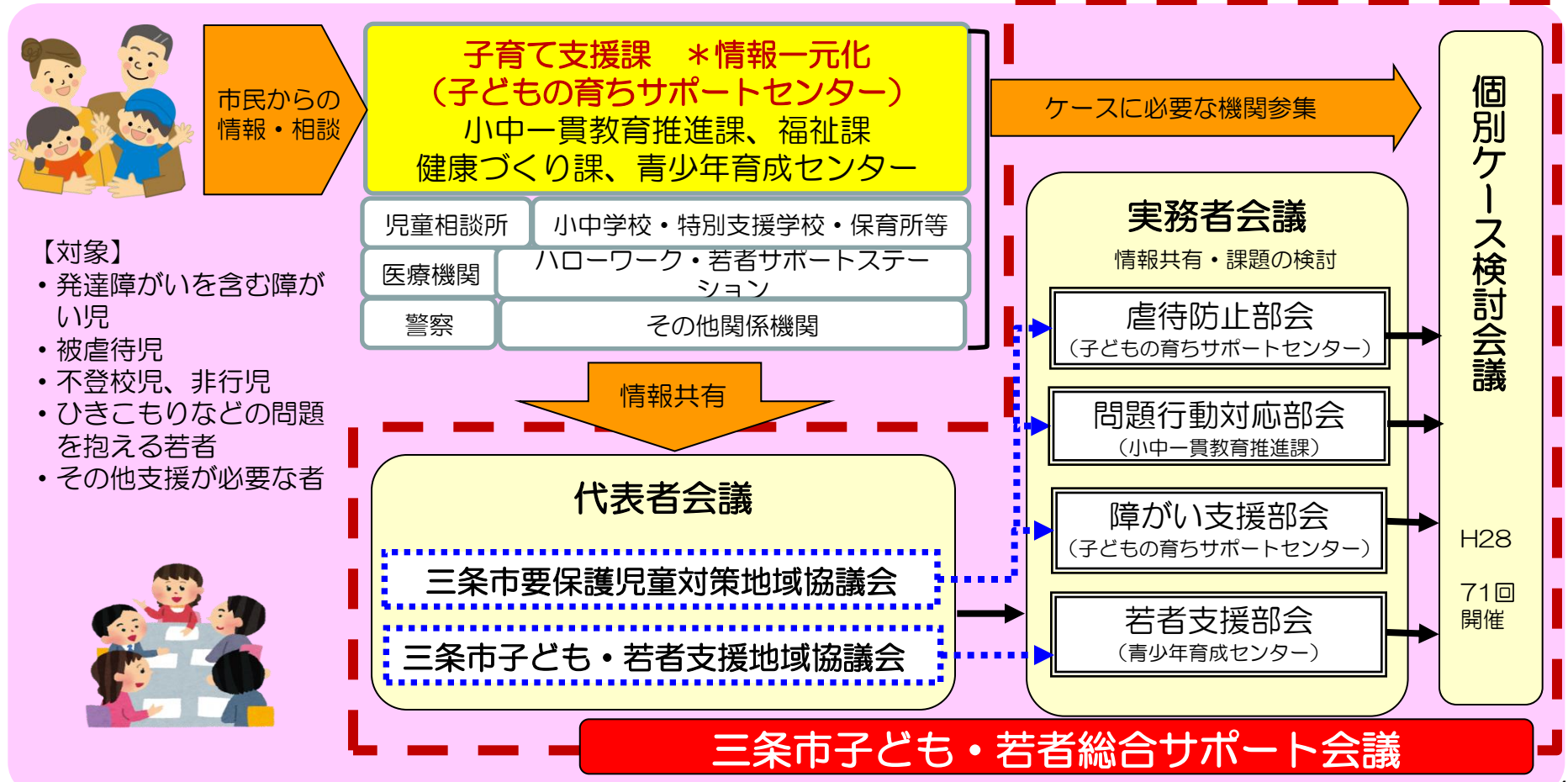
子どもに関する業務を子育て支援課への集約により妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、青年期の各ライフステージに渡り、一体的な支援が可能！！

Ⅱ 子ども・若者総合サポートシステム (H21年10月～) ①

～関係機関との連携による総合的な支援～

システムの概要

子ども・若者という「三条市民」を、乳幼児から就労に至るまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、市がその情報を一元化し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行えるようにするシステム



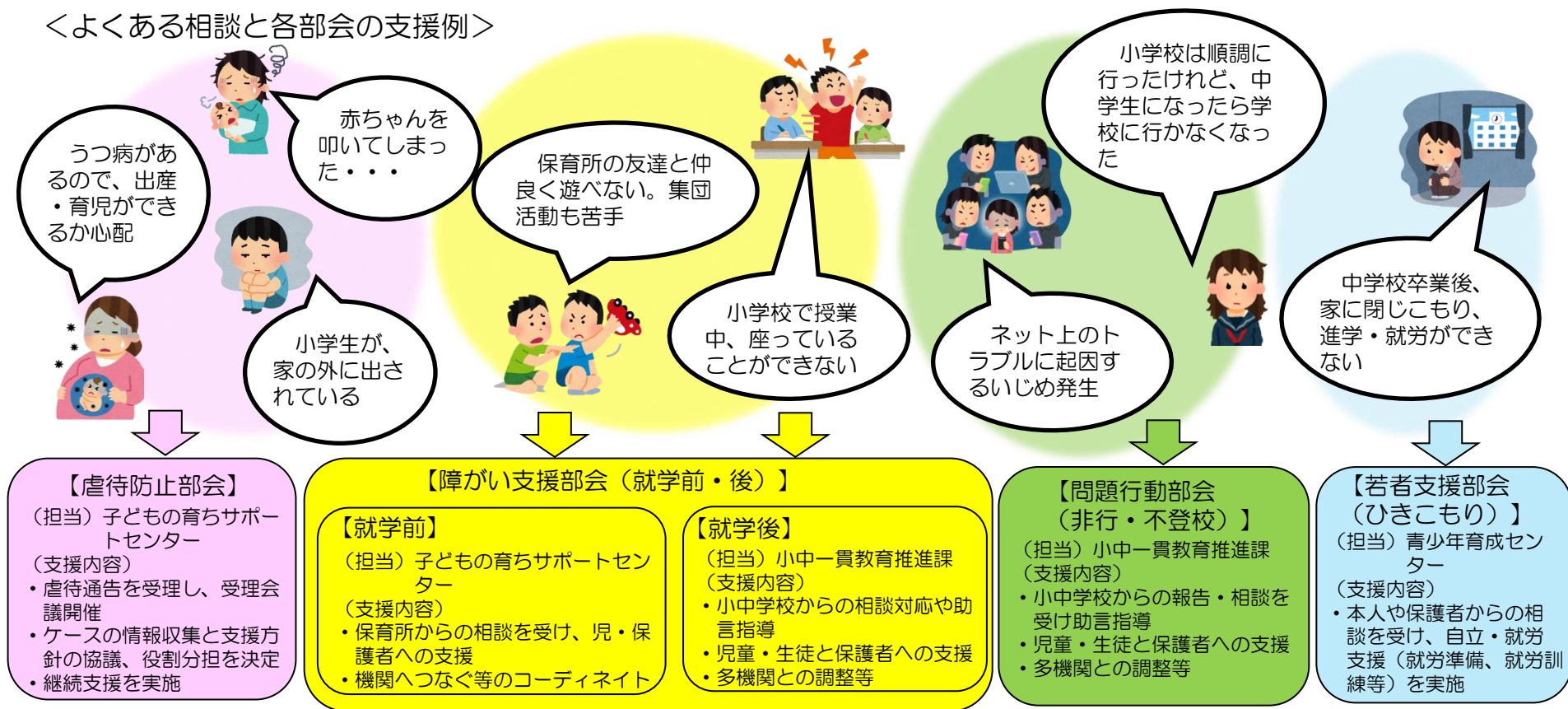
子ども・若者総合サポートシステム②

～4つの部会の支援状況～

子ども・若者総合サポートシステム支援人数（平成29年3月末現在）

区分	虐待防止部会	障がい支援部会		問題行動部会		若者支援部会	合計
	虐待	就学前	就学後	非行	不登校	ひきこもり	
人数(人)	105（うち特定妊婦1）	197	425	42	107	11	887

＜よくある相談と各部会の支援例＞



★複数の問題を抱えるケースは、各部会が連携し支援を行う。

子ども・若者総合サポートシステム③

～ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援～

子どもの育ちサポートセンターが、必要なサポートを受けられるよう関係機関を調整

ライフ
ステージ



主な
支援
事業

三
条
市

Support services provided by the city:

- 保育所(園)・幼稚園
- 小・中学校
- 勤労青少年ホーム
- 児童クラブ
- 放課後子ども教室
- 妊婦健診
- 乳幼児健診
- 三条っ子発達応援事業 (気づき・相談・支援)
- こんにちは赤ちゃん訪問
- 養育支援訪問
- 青少年相談 (青少年育成センター)
- 子ども発達ルーム
- 適応指導教室 (不登校対策)
- 若者サポートステーション
- 障がい児・者福祉

関
係
機
関

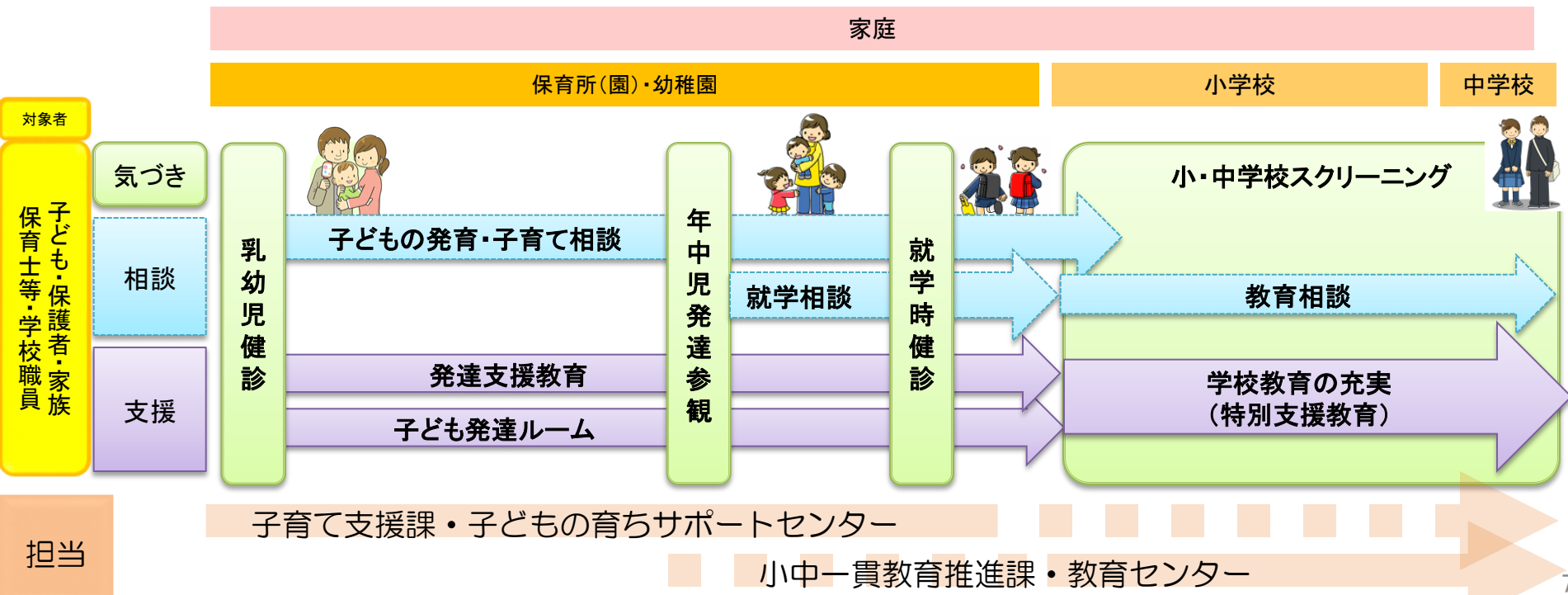
Related organizations:

- 高校・大学等
- 社会福祉法人ほか関係機関
- 特別支援学校
- 警察、医療機関
- 児童相談所
- ハローワーク

Ⅲ 三条っ子発達応援事業とは？

1. 目的 三条市の0歳～義務教育終了までの子どもが、持っている力を十分発揮しながら成長できるようにする。
2. 方法 保護者・保育所(園)等・小中学校・関係機関・市などが連携し、継続的に子どもの育ちを応援する。
3. 内容 気づき事業、相談事業、支援事業の3つを総合的に実施する。

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学時健診	子どもの発育・子育て相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリーニング	教育相談	特別支援教育



IV 事業の概要

1 気づき事業

(1) 就学前事業

年中児発達参観

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学时健診	子どもの発育・子育て相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリーニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

一人一人に合った適切な支援を早期から行うため、子どもの育ちや個性に早期に気づき、保護者・保育士及び幼稚園教諭(以下「保育士等」)・専門家(臨床心理士・保健師・指導主事等)と一緒に子どもの育ちや個性に合わせた成長を考えていけるようにする。

【対象】

三条市内の幼稚園・保育所(園)・認定こども園(以下「保育所等」)に通園する全年中児(4～5歳)

※ 年中児とした理由

社会性がめばえ、友達や仲間を意識した行動がみられるようになる4～5歳児の育ちを確認するため。3歳頃は社会性の発達にばらつきがある時期だが、5歳頃になると集団生活の中でそれぞれの育ちや個性が見えてくる。また、年中時に子どもの個性に気づくことで、年長時の1年間で就学に向けた支援を実施することができるため。

【実施方法】

・3歳児健診後の子どもの社会性の育ちなどを保護者と一緒に振り返るため、対象の子どもが通う市内保育所等において4～5歳の子どもの発達状況が捉えられるような課題遊び(例:じゃんけんゲーム、リトミック、運動遊び、友達探し、絵本の読み聞かせ、買い物ごっこ)を行い、子どもの様子を発達応援チーム(臨床心理士、保育士、保健師、指導主事等)と保護者が共に確認する。

・参観後、保護者と保育所等と発達応援チームが子どもの育ちや個性を共有し、今後の支援方針について検討する。

・参観後も保護者との相談を継続しながら、必要に応じて相談事業や支援事業につなげる。

(2) 就学後事業

小・中学校でのスクリーニング

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学時健診	子どもの発育・子育て 相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療 育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリー ニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要と思われる児童・生徒の特性を理解し、子どもにとってより望ましい教育のあり方を検討する。

【対象】

就学後、発達障がい疑われる児童・生徒

【実施方法】

- ・学校において、担任教諭を含む複数の職員の観察で、文部科学省作成の「児童・生徒理解に関するチェックリスト」をもとに実施する。
- ・結果を市教育委員会に報告する。
- ・気になる児童・生徒がいる場合は、校内委員会で対応について協議し、必要に応じて通級指導教室指導担当・教育センター指導主事による観察や発達検査を行う。
- ・必要に応じて保護者に対する教育相談を行い、医療機関への受診を勧める。

2 相談事業

(1) 就学前事業

子どもの発育・子育て相談

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学时健診	子どもの発育・子育て 相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療 育事業 発達支援教育
就学後 事業	小・中学校スクリー ニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

- ・臨床心理士等が発達や心理面に不安のある子どもの育ちや個性を確認し、保護者や保育士等が子どもの育ちや個性に適した対応ができるようにする。
- ・就学前から就学後まで一貫して教育委員会内で相談を受け付け、総合的支援につなげていく。

【対象】

三条市内在住で0歳～義務教育終了までの子どもとその保護者、又は保育士等支援者

- ・子どもの発育・発達に関する相談、心理相談、子育て相談を希望する保護者、又は保育士等支援者
- ・乳幼児健康診査・各種相談・訪問・保育所等で発達相談、心理相談が必要とされた子どもとその保護者、又は保育士等支援者
- ・小中学校等他機関から相談依頼があった子どもとその保護者

【実施方法】

- ・子どもの育ちサポートセンター及び教育センターを相談窓口とし、相談内容に応じて、各センター職員（臨床心理士、保育士、保健師、言語聴覚士、家庭児童相談員、指導主事等）が、電話相談、来庁相談を行う。
- ・臨床心理士・言語聴覚士の相談は事前に相談予約を受け付け実施する。
- ・事後フォローが必要な場合は、相談の継続や療育相談（県主催事業）、医療機関等の受診を勧める。また、子ども発達ルームや療育施設、保育所等と連携を図り適切な支援が受けられるように調整を行う。

(2) 就学後事業

教育相談

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学時健診	子どもの発育・子育て 相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療 育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリー ニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

学校生活への適応が困難な児童・生徒が、適切な支援を受けることで困難を克服できるようにする。

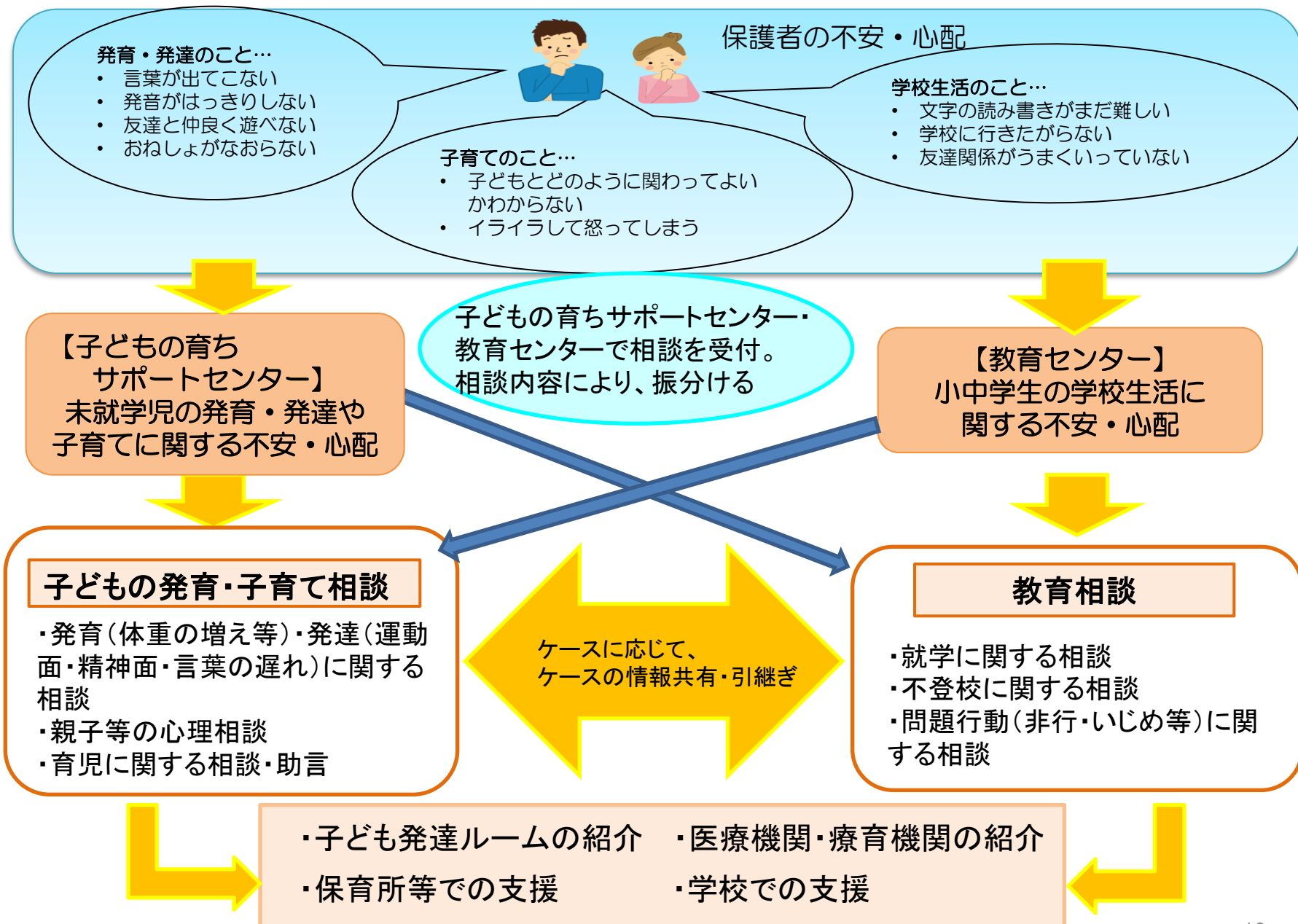
【対象】

学校生活への適応が困難な児童・生徒及び保護者

【実施方法】

- ・小中一貫教育推進課・教育センター指導主事が、電話・来庁相談を行う。
- ・小中一貫教育推進課・教育センター指導主事が学校を訪問し、児童・生徒の観察や発達検査の結果を踏まえて相談を行う。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーによる相談につなげる。
- ・必要に応じて、小中一貫教育推進課・教育センター指導主事が学校職員とともに、通級指導教室への入級、特別支援学級への転籍、特別支援学校への転校について検討し、保護者に勧める。

教育委員会内の相談体制



3 支援事業

(1) 就学前事業

①子ども発達ルームでの早期療育事業 (児童福祉法に基づく児童発達支援事業所)

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学時健診	子どもの発育・子育て相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリーニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

精神、運動、言語等の発達において支援が必要な子ども及びその保護者に対し、早期に専門的な療育を行い、子どもの健やかな成長を促す。

【対象】

0歳～就学前の子どもとその保護者

【実施方法】

専任指導員(保育士、言語聴覚士等)が子どもと保護者に対し、子どもの育ちや個性に合った方法(小集団、又は個別)で、日常生活の基本的動作の習得、集団生活適応訓練等、家庭療育に関する指導または助言を行う。



集団指導室



言語指導室

②発達支援教育※1

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学時健診	子どもの発育・子育て相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリーニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

子ども一人一人の育ちや個性・教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行い、子どもの持てる力を高め、健やかな成長・発達を促す。

【対象】

- ・保育所等に通う障がいのある子ども
- ・保育所等に通う育ちや個性に合った個別の配慮や支援が必要な子ども

【実施方法】

- ・対象児の担任保育士等と各保育所等に配置された発達支援コーディネーター※2を中心に、保護者と共に「個別の発達支援計画」※3を作成し、一人一人のニーズに合った適切な指導・支援を行う。
- ・定期的に振り返りをし、支援内容の再検討または次の課題を計画する。
- ・就学後も必要な支援が継続されるように、「個別の発達支援計画」を小学校に引継ぐ。(小学校入学後、教育委員会職員や前年度年長担任が1学期の新1年生の学習を参観し、一人一人の小学校での様子を踏まえた上での情報交換を行い、小学校での支援につなげていく。)

※1 発達支援教育とは

三条市では、子ども一人一人の育ちや個性に合った健やかな成長発達を支援する幼児期の教育のことを「発達支援教育」と呼ぶ。

※2 発達支援コーディネーターの役割

- ・保育所等内部の連携を推進するための調整役、内部研修や会議の企画・運営
- ・保護者の相談窓口
- ・教育委員会等の関係機関との連携窓口
- ・担任保育士等への支援(「個別の発達支援計画」作成に関する指導・助言など)

※3 「個別の発達支援計画」とは

一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、保護者と話し合いながら子どもの育ちや個性に合わせた目標や指導内容、配慮事項を示した計画。

(2) 就学後事業

特別支援教育

	気づき事業	相談事業	支援事業
就学前事業	乳幼児健診 年中児発達参観 就学時健診	子どもの発育・子育て 相談 就学相談	子ども発達ルームでの早期療 育事業 発達支援教育
就学後事業	小・中学校スクリー ニング	教育相談	特別支援教育

【目的】

特別な支援を要する全ての児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行い、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する。

【対象】

- ・通常学級に在籍する個別の配慮が必要な児童・生徒
- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒

【実施方法】

各学校に配置された特別支援教育コーディネーター(※1)を中心に、「個別の教育支援計画」(※2)、「個別の指導計画」(※3)を作成し、一人一人の教育的ニーズに合った指導・支援を行う。

- ＜通常学級での指導＞ 発達障がいの児童・生徒を対象に、個別の配慮を行い、他の多くの児童・生徒にも役立つ教材や働きかけ(授業のユニバーサルデザイン化)を行う。
- ＜通級指導教室での指導＞ ことば・聞こえ・発達に関する障がいがある児童・生徒を対象に、発音練習や社会性を育てるソーシャルスキルの訓練を行う。
- ＜特別支援学級での指導＞ 障がいのある児童・生徒を対象に、個に応じた教科指導及び自立活動(作業を含む)、生活単元学習の指導を行う。

※1 特別支援教育コーディネーターの役割

- ・保護者の相談窓口
- ・担任と共に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成
- ・学校内の関係者や医療機関等関係機関との連絡・調整 ・校内委員会の企画・運営、校内研修の企画・実施

※2 個別の教育支援計画とは

一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で適切な指導及び支援を行うため、保護者の同意のもとに学校と保護者で話し合いながら作成する計画。

※3 個別の指導計画とは

一人一人の適性に合わせて各教科等の目標や指導内容、配慮事項を含む指導方法を具体的に示した計画。

V 三条市発達支援体系（気づき～相談～支援）

